

# 「働き方改革推進支援助成金」

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

緊急事態宣言発令地域内の事業所が対象です

のご案内

新型コロナウイルス感染症対策として  
**テレワークの新規導入**に取り組む中小企業事業主を支援します！

**3次募集を開始します！！**

★ 3次募集における事業実施期間等について

- ・ 事業実施期間：令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金）
  - ・ 交付申請期限：令和3年1月29日（金）まで（必着）
  - ・ 支給申請期限：令和3年3月1日（月）まで（必着） ※交付決定前でも支給申請いただけます。
- ※本助成金は、国の予算の範囲内で支給するため、申請の状況により、申請期間内に募集を終了する場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策のための <b>テレワークコース</b> の概要	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として <b>テレワークを新規で導入する</b> 中小企業事業主 ※ <b>既にテレワークを行っている場合には対象になりません。</b> ※ テレワークを実施する労働者（以下、「対象労働者」という。）が通常勤務する事業所が、交付申請日時点で緊急事態宣言が発令されている地域内にあることが必要です。 ※ 緊急事態宣言に準じる地域も対象になります。
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>テレワーク用通信機器（※）の導入・運用</b></li> <li>・ <b>就業規則・労使協定の作成・変更</b></li> </ul> ※ パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。 ※ リース契約、ライセンス契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。 ※ 緊急事態宣言が発令されている地域内の事業所に通常勤務する対象労働者が、テレワークを実施するために必要なテレワーク用通信機器の導入・運用費用に限り助成対象とします。 ※ <b>助成対象の経費は、事業実施期間中に実施し、かつ令和3年1月8日から支給申請日まで</b> に実際に支出したものに限り、クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象外となります。
主な要件	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象の取組を行うこと</li> <li>・ テレワークを実施した労働者が1人以上いること</li> </ul>
助成の対象となる事業の実施期間	<b>令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金）</b> ※計画の事後提出を可能にし、令和3年1月8日以降の取組で、交付決定より前のものも助成対象とします。
支給額	補助率：1 / 2 1企業当たりの上限額：100万円

※ ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000545372.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf)

## 支給要件

令和3年1月8日（金）～令和3年1月29日（金）までにテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

※ 少なくとも1人は直接雇用する労働者であることが必要です

## 支給対象となる取組

テレワーク用通信機器の導入・運用に要した費用を助成します。

### テレワーク用通信機器（※）の導入・運用

（例）VPN装置、web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、サテライトオフィス等の利用料、「パソコン、タブレット及びスマートフォン等のレンタル、リース費用」など

※ パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります（購入費用は助成対象にはなりません）。

### 就業規則・労使協定の作成・変更

- ※ 派遣先である場合、派遣労働者も対象となります。ただし、その派遣労働者を雇用する派遣元事業主が、その派遣労働者を対象として同時期に同一措置につき助成金を受給していない場合に限りです。
- ※ リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものは3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）。
- ※ 緊急事態宣言が発令されている地域内の事業所に通常勤務する対象労働者が、テレワークを実施するために必要なテレワーク用通信機器の導入・運用費用に限り助成対象とします。
- ※ 助成対象の経費は、事業実施期間中に実施し、かつ、令和3年1月8日から支給申請日までに実際に支出したものに限りです。クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は助成対象外となります。

## 支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、借損料、雑役務費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

## ご利用の流れ

- 1 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を、事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切：1月29日（金）（必着））
  - ※ 特殊郵便(特定記録または簡易書留。レターパック可)による郵送に限る
  - ※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- 2 事業実施期間において取組およびテレワークを実施、支給申請日までに支払を完了

- 3 テレワーク相談センターに支給申請（締切：3月1日（月）（必着））
  - ※ 特殊郵便(特定記録または簡易書留。レターパック可)による郵送に限る
  - ※ 交付決定がなされていない場合でも、3月1日までに支給申請を実施いただく必要があります
  - ※ 交付申請の時点で既に取組やテレワークを実施済みであり、かつ領収書や納品書等、支給申請のために必要な書類を提出可能な場合は、交付申請書類一式とともに支給申請書類一式を提出いただいても構いません

## 対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

### 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## お問い合わせ先

### テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0570-550348

所在地：〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

テレワーク 相談

検索

平日（月）～（金）  
午前9時～午後8時  
※土日祝は休み